

京都市告示第302号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成23年11月14日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
淀1号線	伏見区淀樋爪町103番地の5地先内	旧	メートル 10.30	メートル 2.30 ~ 2.31
		新	10.30	6.40 ~ 6.43
大原野17号線	西京区大原野灰方町2096番地地先から 同町2114番地地先まで	旧	61.60	1.85 ~ 3.05
		新	61.60	1.82 ~ 5.51

(建設局土木管理部道路明示課)